

議案第71号

北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を次のとおり変更する。

北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約

北海道市町村職員退職手当組合理約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表の一部事務組合（石狩）の項中「道央地区環境衛生組合」を削り、同表の（渡島）の項中「南渡島青少年指導センター組合」を削り、同表の（十勝）の項中「西十勝消防組合 北十勝消防事務組合」及び「東十勝消防事務組合 南十勝消防組合」を削り、「北十勝2町環境衛生処理組合」の下に「とかち広域消防事務組合」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。ただし、別表の（十勝）の項の改正規定（「とかち広域消防事務組合」を加える改正規定を除く。）は平成28年4月1日から施行する。

（規約の左横書き）

- 2 変更後の北海道市町村職員退職手当組合理約は、左横書きに改める。この場合において、漢数字は、固有名詞の全部又は一部をなす場合又は熟語の一部をなす場合以外はアラビア数字に、号の番号は、横括弧で囲んだものに、第5条の表中「同上」を「同左」に、表及び別表の構成は、変更前の規約における右方は変更後における上方と、変更前の規約における上方は変更後の規約における左方とし、促音として用いる「っ」の表記が大書きのものは、小書きに改める。